

氏 名 (本籍地)	山 口 友 佑 (神奈川県)		
学 位 の 種 類	博士 (社会福祉学)		
報告・学位記番号	甲第413号 (甲福第56号)		
学位記授与の日付	平成29年3月25日		
学位記授与の要件	本学学位規程第3条第1項該当		
学 位 論 文 題 目	介護現場における「緊急やむを得ない」身体拘束の 廃止に向けた視座に関する研究		
論 文 審 査 委 員	主査 客員教授	野 村 豊 子	
	副査 教授	博士 (社会福祉学)	秋 元 美 世
	副査 客員教授	博士 (社会福祉学)	佐 藤 豊 道
	副査 西九州大学教授	平 塚 良 子	

【論文審査】

本論文は、わが国で利用者の人権や尊厳を侵害する行為である身体拘束を廃止する取り組みが行われるようになり、約15年の歳月が経過しているにもかかわらず、「緊急やむを得ない」を理由とした身体拘束の実態が年々増加傾向にあることに着目する。その背景として第1に、身体拘束廃止の取り組みが始まった当初に比べ、身体拘束となる11の具体的禁止行為以外にも利用者の行動を制限してしまっていると捉えられる行為が存在し、結果的に利用者に対して「不適切なケア」が提供されているという実態が存在していることが挙げられる。また、第2に、介護職員の変化や人材不足の問題等により、「緊急やむを得ない」として身体拘束を行う実態は増加している。

本論文の目的は、「緊急やむを得ない」を理由として行われている身体拘束に焦点を当て、介護現場における身体拘束の廃止に向けた視座について検討することである。具体的には次の5点の研究枠組みを基に検証されている。①「緊急やむを得ない」として身体拘束をせざるを得ない背景および概念の検討、②介護現場における身体拘束の捉え方の検討、③「緊急やむを得ない」を理由として行われる身体拘束に対する社会福祉専門職としての認識、④研修事業に参加したことによる施設職員の認識の変化、⑤研修事業参加職員が自施設に戻り展開される身体拘束廃止への認識および取り組みの変化である。

山口論文の章別構成・概要は以下のとおりである。

【章別構成】

序章 研究背景・目的・意義

第1章 「緊急やむを得ない」を理由とする身体拘束の背景に関する検討

第2章 身体拘束の現状から見る身体拘束の捉え方の検討

第3章 介護現場における「緊急やむを得ない」身体拘束行為に対する意識と問題点

第4章 社会福祉士の「緊急やむを得ない」身体拘束行為に対する認識と問題点

第5章 研修会参加職員の意識変化から見る身体拘束廃止研修事業の効果と課題

第6章 研修会修了後の施設から見る身体拘束廃止研修事業の効果と施設の役割

第7章 総合的考察

終章 本研究の結論・今後の課題

【概要】

序章 研究背景・目的・意義

本研究の意義として、以下の4点が挙げられる。第1に、身体拘束に関わる諸概念を整理した上で介護現場における身体拘束を捉える視座を明確にできる。第2に「緊急やむを得ない」を理由とする身体拘束に焦点を当てることにより身体拘束の実態を明確にできる。第3に「緊急やむを得ない」を理由とする身体拘束に対して利用者の人権を守る立場にあるソーシャルワーカーがどのように認識をしているのかを明確にできる。第4に研修事業参加後の施設職員の変化ならびに施設全体の変化を明確にし研修事業の有効性を見出せるという点である。

第1章 「緊急やむを得ない」を理由とする身体拘束の背景に関する検討

本章では、介護現場において「緊急やむを得ない」を理由として身体拘束を伴うケアが行われる実態が増え続けている中で、何故「緊急やむを得ない」として身体拘束を行わざるを得ないのか、その背景に関し先行文献を基に検討している。検討の結果、介護労働者の不足・身体拘束への知識を有する職員の不足・BPSD（認知症行動・心理症状）に対する認知症ケアが介護現場において確立されていない現状・利用者の生命や安全を守るための対策というリスクマネジメントとの関係の未整備・利用者家族との関係・認知症高齢者に対するエイジズムとの関係・法制度との繋がりという7点を挙げている。さらに、介護現場において「緊急やむを得ない」として身体拘束を行わざるを得ない背景について検討した結果、①「例外3原則（切迫性・非代替性・一時性）」の明確な判断基準が定まっておらず、最終的には施設側と利用者家族側の判断をもとに実施されているということ、②BPSDに対する理解が進んでいない等、認知症高齢者に対するケアが確立されていないという2点が指摘されている。

第2章 身体拘束の現状から見る身体拘束の捉え方

本章では、広義に虐待を捉える概念として用いられている“Maltreatment”と“Mistreatment”の概念が示す虐待の捉え方について検証し、介護現場における身体拘束に対する捉え方について検討を行っている。Sociological Abstracts (ProQuest) にて、“Elder Abuse”、“Elder Maltreatment”、“Elder Mistreatment”をキーワードに検索を行い、各概念における高齢者虐待と捉え方の傾向を見た結果、全体的に“Abuse”の概念をもとに高齢者虐待を捉えているという傾向が高い現状がある一方、近年では“Maltreatment”・“Mistreatment”の概念をもとに高齢者虐待を捉えている傾向が増えていることが明らかになった。両概念における虐待の捉え方について検証した結果、“Mistreatment”の概念での身体拘束に対する捉え方をもとに、3つのレベルを導き出している。すなわち、身体拘束禁止令や介護保険法の指定基準、および、高齢者虐待防止法等による「法制度レベル」での対応、「身体拘束ゼロへの手引き」に基づく「行政レベル」での対応、社会福祉専門職の専門性に基づく「専門職レベル」での対応である。

第3章 介護現場における「緊急やむを得ない」身体拘束行為に対する意識と問題点

本章では、介護職員が、身体拘束を伴い利用者の安全や生命を守ることにについてどのように意識しているのかを明らかにしたうえで、「緊急やむを得ない」身体拘束廃止に向けた今後の課題について考察している。A 県特別養護老人ホーム5施設185名の職員（有効回答129、回収率69.7%）に対し「緊急やむを得ない」身体拘束の意識に関する質問紙調査を実施し、結果として以下の4点が示された。第1に、11の具体的禁止行為に該当するものに関しては身体拘束行為になると捉えられ、具体的禁止行為に該当しない行為に関しては、「ベッドをステーション前に移動させる」等は、身体拘束行為になると考えている傾向にある。一方「センサーマットをつける」「綿の手袋や軍手を使用する」等の行為について、身体拘束行為にはならないと考えている傾向にある。第2に、「例外3原則」に該当する場合、自傷行為または暴力行為が見られた際には、身体拘束が必要になると捉えている。第3に、「緊急やむを得ない」を理由として行う身体拘束においても、違法性の身体拘束と同様な問題点があると認識している。第4に、「緊急やむを得ない」身体拘束を考える際には、「利用者の生命や安全を最優先にやむを得ず身体拘束を行うべきか」、「利用者の人権や尊厳を最優先に身体拘束を行うべきではない」という2つの価値観が対立し、倫理的ジレンマを抱えている。

今後の課題として、①センサーマット等具体的禁止行為には該当しない行為であったとしても、利用者の状態や状況に適した使用方法でない場合には、結果的に利用者の行動を制限してしまい、「不適切なケア」を提供していることに繋がってしまうという認識を持つこと、②異なる専門性からの身体拘束に対する考え方を理解したうえで、「緊急やむを得ない」身体拘束がどうあるべきなのかに関して共通の認識を持つこと、③スーパービジョ

ン体制の構築など、職員のストレスマネジメントに対する取り組みを行っていくこと、④身体拘束に関する研修会に職員が参加できる体制を構築していくことが必要である点が挙げられている。

第4章 社会福祉士の「緊急やむを得ない」身体拘束行為に対する認識と問題点

本章では、「緊急やむを得ない」身体拘束廃止に向け、ソーシャルワーカーの視点や認識を検証している。日本社会福祉士会会員（対象100、有効回答33、回収率33.0%）に対し「緊急やむを得ない」身体拘束の認識に関する質問紙調査を実施している。その結果として以下の4点が示された。第1に、11の具体的禁止行為に関しては、身体拘束行為と認識しており、具体的禁止行為には該当しない行為に関しては、「ベッドをステーション前に移動させる」等の行為について身体拘束行為であると認識している傾向にあるが、「センサーマットをつける」等については、身体拘束行為にはならないと認識している傾向にある。第2に、「例外3原則」に該当する場合自傷行為または暴力行為が見られた際に、身体拘束が必要となると考えている。第3に、緊急やむを得ないとして身体拘束を行う場合においても高齢者虐待として扱われる違法性の身体拘束と同等の問題点があるという認識をしている。第4に、「緊急やむを得ない」身体拘束を考える際には、「利用者の生命や安全を守るために身体拘束を行うべきなのか」、「利用者の人権と尊厳を守るために行うべきではない」という2つの価値観が対立し、第3章で示された介護職の結果と同様に倫理的ジレンマを抱えていることが明らかになった。

今後の課題として、①ソーシャルワーカーとしての普遍的な価値基準に照らし考えていく、②センサーマット等の使用については、援助者側の価値観で判断するのではなく利用者の視点に立ち、利用者の状況や状態に即し適切な使用方法を検討していく、③「緊急やむを得ない」身体拘束を行うことに対して倫理検討委員会等の機会を必須とし、また、抱えている不安や悩みに対するスーパービジョン体制を構築していく、④身体拘束を行わない援助実践の中心的役割を担っていくことが必要であり、そのためにも、身体拘束廃止に向けて学べる機会をさらに設けていくことが必要である点が示された。

第5章 研修会参加職員の意識変化から見る身体拘束廃止研修事業の効果と課題

本章では、施設職員に対する、研修参加を通じての意識変化を検証し、研修の効果と評価、研修事業の今後の課題について考察している。X県主催による身体拘束廃止に関する研修会に参加した12施設の施設職員を対象に、研修会開始前と修了後の2回に分け質問紙調査を実施した。その結果、研修会の効果に関して、研修会参加を通じ身体拘束について「必要ではない」という意識が強まったこと、また「緊急やむを得ない」として行われている身体拘束について違法性と呼ばれる身体拘束と同様に、「不適切なケア」とであるという意識付けを行えており、一定の効果があったと考えられた。研修の評価に関しては、研修会が実施したプログラムについては、開始前の期待に対して、研修会修了後では、ほ

とんどの職員が「期待通りであった」と回答している。身体拘束に対する取り組みの再確認が出来たことや、人権や尊厳、利用者視点での身体拘束の取り組みの視座を得られ、評価の高い満足のいく研修であったことが示されている。

今後の課題として、①リスクマネジメントに対するプログラムの必要性、②認知症ケアに対するプログラムの必要性、③研修会参加者へのフォローアップの時間を設けていく必要性が挙げられている。

第6章 研修会修了後の施設から見る身体拘束廃止研修事業の効果と施設の役割

本章では、研修を受けた職員が自施設に戻った後、認知症ケアがどのように変化していったのか、研修を受ける前後での認識の変化、研修を受けた施設としての役割認識について明らかにし、研修事業の効果と評価、研修を受けた施設としての役割について考察している。調査はX県主催の身体拘束廃止に関する研修会に参加していた12施設のうち、調査協力が得られた5施設18名の職員を対象にインタビュー調査を実施している。その結果、①研修会に参加したことで、身体拘束を行わないために必要な意識と取り組みに対する認識が施設全体で深まった、②施設職員全体の認知症ケアならびに身体拘束に関する知識の理解が見られた、③利用者に対する関わり方やケアのあり方が変化した、④緊急時における身体拘束廃止の取り組みが進められるようになった等、一定の効果があったと指摘している。

今後の役割としては、①内部の職員意識を高め、身体拘束をしない介護を強く自覚し実践していく、②他の施設や利用者家族と身体拘束に対する共通の理解と認識を持つことが重要であり、その働きかけを行う中心的な役割を担っていく、③どのような行為が利用者の行動を制限してしまうことに繋がり、「不適切なケア」を提供してしまうのかについて、介護に関わる全ての人と具体的禁止行為に該当しない行為について考えていくための中心的な役割を担っていく、④利用者の行動を制限しないための声掛けやセンサーマットを使用することの意味について、他の施設と連携し共通の認識を持ち取り組みを進めるために中心的な役割を担っていく等が必要であると指摘している。

第7章 総合的考察

本章では、総合的考察として、第1章から6章までの先行文献検討ならび実証調査をもとに、現在の介護現場における身体拘束行為の捉え方と「緊急やむを得ない」身体拘束をせざるを得ない現状、今後の介護現場における「緊急やむを得ない」身体拘束廃止に向けた取り組みに向けた視座について考察している。実証調査結果をもとに、第2章で検討した枠組みの再検討を行い、「法律レベル」では介護保険法や高齢者虐待防止法の規定に基づく対応、および、「行政レベル」では「緊急やむを得ない」身体拘束を含む判断を「身体拘束ゼロへの手引き」に明記されている基準に基づいて対応していくことが明記されている。さらに、「専門職レベル」では、センサーマットの過剰使用やスピーチロック等、

結果的に利用者に対して「不適切なケア」を提供してしまっている行為、すなわち「非意図的虐待行為」について社会福祉専門職としての専門性に基づいて対応していくことが必要であると示している。

全体のまとめとして、「緊急やむを得ない」身体拘束廃止に向けた取り組みに向けた視座について次の5点を挙げている。第1に「緊急やむを得ない」という名目で身体拘束を行うことは認められているが、結果的に利用者に対して人権や尊厳を侵害する身体拘束を実施しており、「不適切なケア」を提供してしまっているということを施設職員と利用者家族双方で認識し、ともに「緊急やむを得ない」身体拘束を行わないケアについて考えていく。第2に「緊急やむを得ない」として身体拘束を行うことが、利用者自身の欲求であるのか、利用者の尊厳が尊重されることを基盤としてその必要性を判断していく。第3にBPSD（認知症の心理・社会的行動症状）の理解や発生原因について理解する。アセスメントスキルや具体的なケア方法等、社会福祉専門職としての認知症ケアに対する理解とスキルを向上させる。第4に、利用者本人の安全・安心が保証され、落ち着いた生活が出来る生活環境を構築するために、リスクマネジメントや倫理検討委員会、施設職員の不安や悩み等を解消できるようスーパービジョン体制を構築する。第5に施設職員が身体拘束に関する知識を身につけ、身体拘束廃止への取り組みが行えるよう外部での研修事業参加への機会を提供していく。

終章 本論文の結論と今後の課題

今後の介護現場における身体拘束の捉え方を4象限の枠組みに分け検討している。すなわち縦軸を「緊急性」の判断基準として「緊急性が高い」と「緊急性が低い」に分け、横軸を身体拘束に対する判断基準として、「行政レベル」と「専門職レベル」に分けている。この2つの軸によって作られた4つの象限の類型として「例外3原則に基づく判断基準」(第1象限)、「個の尊厳の尊重」(第2象限)、「非意図的虐待行為」(第3象限)、「11の具体的禁止行為」(第4象限)の4つを設定している。身体拘束の取り組みが行われて15年の歳月が経過している中で、取り組みが始まった当初に比べ身体拘束に対する考え方も変化してきている。今後は、法制度や行政レベルでの対応だけではなく、社会福祉専門職としての専門性に基づく身体拘束行為への判断を行っていく必要性が指摘されている。

【特筆される評価】

以上の山口氏の論文に対し、評価に値する点として次の点の特筆される。

第1に、現在の介護現場では「緊急やむを得ない」を理由とした身体拘束の実態が年々増加傾向にあり、利用者の生命や安全を守るためとはいえ、利用者の人権や尊厳を侵害する行為である身体拘束を行っているという事実には変わりのないことである。法律上認められている行為であり、また高齢者虐待には該当しない行為として認識されていることか

ら、「緊急やむを得ない」として身体拘束を行うことに関してはあまり問題視されていない。そのような状況がある中で、「緊急やむを得ない」身体拘束に焦点を当て研究を行ったことは、本研究の独自性であると言え、高く評価できる。

第2に、身体拘束に対する捉え方の枠組みを検討している点である。介護現場での身体拘束に対する捉え方が変化している中で、改めて身体拘束の理解に関し介護現場における身体拘束の実態と比較検討していることには大きな意味があるといえる。とりわけ虐待を表す概念である“Mistreatment”を用い、「非意図的虐待行為」の実態を示すことにつながっている。

第3に、「緊急やむを得ない」として身体拘束を行う判断を巡り、現場の介護専門職・社会福祉専門職としての身体拘束に対する考え・ジレンマ・葛藤を見出すことができていく点も意義深い。

第4に、身体拘束廃止の取り組みの一つでもある研修事業の有効性について、参加後の施設職員が自施設において身体拘束廃止への取り組みを実施し、多面的な変化等も含めて検証していることは評価できる。

なお、審査の過程では、各現場の施設環境や職員構成の相違の明確化、利用者・家族の視点等を含めながら検討していくことや、設定された4象限の枠組みの精査について、今後の継続・発展的な研究への期待として示された。

【審査結果】

以上、山口論文の内容および学位審査委員会における議論を要約したが、審査委員は厳正かつ公正な審査を行なった。その結果、山口友佑氏による博士学位(甲)請求論文「介護現場における『緊急やむを得ない』身体拘束の廃止に向けた視座に関する研究」は、福祉社会デザイン研究科(社会福祉学専攻)博士学位審査基準に照らし、妥当な研究内容であると認められる。本審査委員会は、全員一致の基に、山口友佑氏の博士学位(甲)請求論文は、本学博士学位(社会福祉学)を授与するに相応しいものであるとの判断に達し、ここにその旨報告する。